

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 土地利用方針（第8条・第9条）

第3章 土地利用調整に関する手続等（第10条—第27条）

第4章 仙台市土地利用調整審議会（第28条）

第5章 雑則（第29条—第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、郊外部における開発事業の実施に関し、事業者による適切な配慮を確保するための手続等を定めることにより、郊外部の適正かつ合理的な土地利用を図り、もって自然と市街地が調和する杜の都の風土の継承に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「郊外部」とは、本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた市街化区域以外の区域をいう。

2 この条例において「土地利用調整」とは、郊外部における開発事業に係る場所、規模、工作物の配置等に関し、郊外部の適正かつ合理的な土地利用を図る見地から当該開発事業の事業者が配慮すべき事項について総合的に調整することをいう。

3 この条例において「開発事業」とは、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更、水面の埋立て又は干拓その他の行為で規則で定めるもの（第9条の規定により集落等における土地利用方針を定めた場合にあっては、当該集落等における土地利用方針に定められた行為を含む。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為を除く。

一 通常の管理行為、軽易な行為又はこれらに準ずる行為として規則で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等が定められた区域若しくは同法第8条第1項第一号に規定する用途地域が定められた区域において行う行為又は同法第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設の整備として行う行為

四 前各号に掲げるもののほか、郊外部の適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定めるもの

4 この条例において「事業者」とは、郊外部において開発事業を実施し、又は実施しようとする者をいう。

5 この条例において「設計等」とは、都市計画法第30条第1項第三号に規定する設計、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る計画その他これらに類するものを作成することをいう。

6 この条例において「集落等」とは、建築物が連たんしている地域であって規則で定める要件に該当するものをいう。

（基本理念）

第3条 郊外部における土地利用は、都市生活及び都市活動が郊外部の有する豊かな自然の恵沢により支えられていることにかんがみ、郊外部の地域の社会的、経済的又は文化的諸条件に配慮しつつ

自然が豊かな地域特性をできる限り損なわないことを旨として、行われなければならない。

- 2 郊外部における土地利用においては、土地が、限られた貴重な資源であること、市民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることにかんがみ、公共の福祉が優先されなければならない。

(土地利用調整の基本原則)

第4条 土地利用調整は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然と市街地が調和する杜の都の風土の継承に寄与することを旨として、行われなければならない。

- 2 土地利用調整は、開発事業ごとの目的及び実施の態様並びに郊外部の地域の諸条件が多様であることを踏まえ、事業者の配慮が、当該開発事業の特性及び当該開発事業の実施が予定されている地域の諸条件に応じ適切なものとなることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、土地利用調整が適切かつ円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、郊外部において適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な施策を、総合的に講ずるよう努めなければならない。この場合において、市は、土地利用調整に関する施策、土地利用の規制に関する施策及び地域振興に関する施策相互間の連携の確保を図るものとする。
- 3 市は、郊外部を対象とする施策の策定及び実施に際しては、土地利用に与える影響に留意し、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図るため、郊外部における土地利用の状況の把握及び土地利用の施策に関する調査研究に努めなければならない。
- 5 市は、自らが事業者となるときは、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要な最大限の配慮をしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、郊外部における適正かつ合理的な土地利用の実現に向けて地域社会の一員として自ら行動するとともに、開発事業の実施に関し、自らの責任と負担において土地利用調整に関する手続を誠実に実施し、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要な配慮を行うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、郊外部における適正かつ合理的な土地利用の実現に向けて自ら行動するとともに、土地利用調整に関する手続の適切かつ円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 土地利用方針

(土地利用方針)

第8条 市長は、基本理念にのっとり、開発事業の実施に関し、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で事業者が配慮すべき事項に関する方針を、土地利用方針として定めるものとする。

- 2 土地利用方針は、仙台市基本計画その他土地利用に関する本市の基本的な計画に即するものとする。
- 3 土地利用方針において定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 郊外部の土地利用に関する基本的な事項
  - 二 郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項

- 三 前二号に掲げるもののほか、郊外部における開発事業の実施に関する重要な事項
- 4 市長は、土地利用方針を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、仙台市土地利用調整審議会の意見を聞かなければならない。
  - 5 市長は、土地利用方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
  - 6 前2項の規定は、土地利用方針を変更する場合（軽微な事項で規則で定めるものについて変更する場合を除く。）について準用する。

（集落等における特例）

第9条 市長は、集落等の区域内において住所を有する者、事業を営む者又は土地若しくは建物を所有する者の要請により、当該区域の特性にふさわしい土地利用を一体的に図るため必要と認めるときは、規則で定めるところにより、土地利用方針に、当該区域内における特例として、当該特例の対象となる地区、当該地区内において開発事業とする行為の種別及び規模並びに開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき事項に関する方針（以下「集落等における土地利用方針」という。）を定めることができる。

### 第3章 土地利用調整に関する手続等

（開発事業構想検討書の作成）

第10条 事業者は、開発事業の構想の立案に際し、当該開発事業を実施しようとする区域（以下「事業区域」という。）に係る土地利用方針との整合性の確保を図るものとし、次に掲げる事項を記載した開発事業構想検討書を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 開発事業の名称、種別、目的及び構想の内容
- 三 事業区域の位置
- 四 周辺地域（事業区域の周辺の区域で開発事業の実施によって影響を受けるおそれがあるもの及び当該事業区域をいう。以下同じ。）における土地利用の現況
- 五 周辺地域における環境の状況
- 六 周辺地域の仙台市基本計画等における位置付け
- 七 周辺地域における土地利用の規制の状況
- 八 周辺地域における土地利用方針の内容
- 九 当該区域を事業区域として予定する理由
- 十 開発事業の構想の検討に係る経過（第3項の規定により当該開発事業の概要を説明し、意見の聴取を行った場合にあっては、説明の方法、意見の有無等を含む。）
- 十一 開発事業の実施に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意すべき事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、開発事業の構想の立案に際し、複数の案について検討するよう努めるものとし、開発事業構想検討書を作成する際は、それぞれの案について前項第二号から第八号までに掲げる事項を記載するものとする。

3 事業者は、開発事業の構想の立案に際し、周辺地域の住民等に対し、立案しようとする開発事業の概要を説明し、その意見を聴くよう努めるものとする。

4 市長は、開発事業構想検討書の円滑な作成を促進するため、事業者に対し、必要な資料の提供、助言、指導等を行うものとする。

（開発事業計画書等の提出）

第11条 事業者は、開発事業構想検討書に記載された開発事業を実施しようとするときは、土地利用方針との整合性の確保を図るとともに、次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項を記載し

た開発事業計画書を作成し、当該開発事業計画書に係る開発事業構想検討書と併せて、市長に提出しなければならない。この場合において、設計等が必要な開発事業にあつては、当該設計等の着手前に提出しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 開発事業の名称、種別、目的及び内容
  - 三 事業区域の位置、区域及び面積
  - 四 事業区域における土地利用の現況
  - 五 造成計画の概要
  - 六 事業区域における土地利用計画の概要
  - 七 設置を予定する工作物の種別、規模その他の概要
  - 八 事業計画の作成に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意した事項
  - 九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 事業者は、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）第2条第3項に規定する対象事業に該当する開発事業を実施しようとする場合は、同条例第6条の規定により作成した事前調査書を前項の開発事業計画書に添付するものとする。

（開発事業計画書等の公告及び縦覧）

第12条 市長は、開発事業計画書及び開発事業構想検討書（以下「開発事業計画書等」という。）の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、開発事業計画書等（前条第2項の規定の適用がある開発事業にあつては、同項の事前調査書を含む。）を当該公告の日から3週間縦覧に供しなければならない。

（説明会の開催等）

第13条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧の期間内に、開発事業計画書等の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由で規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条の縦覧の期間内に、開発事業計画書等の記載事項を要約した書類の提供その他の方法により、開発事業計画書等の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 4 事業者は、説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由及び開発事業計画書等の記載事項の周知の方法を、それぞれ書面により市長に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（開発事業計画書についての意見書の提出等）

第14条 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者は、第12条の公告の日から、同条の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 事業者は、前項の規定により意見書を提出することができる期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写し（意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面）を市長に送付しなければならない。

(公聴会の開催)

第15条 市長は、前条第2項の規定による送付を受けた場合において、次条第1項の意見を述べるため必要があると認めるときは、遅滞なく、公聴会を開催するものとする。

2 市長は、事業者に対し、公聴会への同席について協力を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、聴取した意見の概要その他の公聴会の結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(開発事業計画書についての市長の意見)

第16条 市長は、第14条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、開発事業計画書について、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、第14条第1項の意見、同条第2項の事業者の見解及び前条第3項の意見に配慮するとともに、あらかじめ仙台市土地利用調整審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

(開発事業計画書の修正等)

第17条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときは、これを勘案するとともに、第14条第1項の意見及び第15条第3項の意見に配慮して開発事業計画の内容について検討を加え、その結果について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項、各意見の概要及び各意見についての事業者の見解を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の意見に当該書面の提出を要しない旨が述べられていた場合は、この限りでない。

一 修正を行わないとき その旨及び修正を行わない理由

二 開発事業の検討を取りやめるとき又は修正後の事業が開発事業に該当しなくなるとき その旨及び修正の概要（開発事業計画の内容を修正するときに限る。）

三 第11条第1項第二号に掲げる開発事業の種別、目的若しくは内容、同項第三号に掲げる事項又は同項第七号に掲げる工作物の種別若しくは規模を修正するとき（当該修正後の事業が開発事業に該当しなくなるときその他規則で定める修正に該当するときは除く。） その旨及び修正の概要

四 前各号以外の場合 修正の概要及び当該修正を行う趣旨

2 事業者は、前項第三号に該当する場合においては、改めて当該修正後の開発事業に係る第10条第1項の開発事業構想検討書を作成し、第11条第1項の開発事業計画書を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による書面の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、同項の書面の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、当該書面を公告の日から3週間縦覧に供しなければならない。

4 第1項の規定による書面が同項第一号又は第四号に該当する場合においては、第1項の書面について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者は、前項の縦覧の期間内に、市長に対し、理由を付して、規則で定めるところにより公聴会又は仙台市土地利用調整審議会の開催を請求できる。

5 前項の規定による請求を受けた場合においては、市長は、請求内容を勘案し、次条第1項の規定による助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、遅滞なく、公聴会又は仙台市土地利用調整審議会を開催するものとする。

6 第15条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による公聴会の開催について準用する。  
(市長の助言等)

第18条 市長は、前条第1項の規定による書面の内容が、第16条第1項の規定により市長が述べた意見を適正に反映しておらず、当該開発事業について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で支障があると認めるときは、当該書面の提出を受けた日から規則で定める日までの期間内に限り、事業者に対し、理由を付して必要な措置を講ずべきことを助言し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は勧告を行わない場合は、事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による助言若しくは勧告又は前項の規定による通知をするときは、あらかじめ仙台市土地利用調整審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定による助言若しくは勧告又は第2項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を公告しなければならない。

5 事業者は、第1項の規定による助言又は勧告を受けたときは、その内容を踏まえて実施する措置について記載した書面を市長に提出しなければならない。

6 事業者は、第1項の規定による助言又は勧告に不服があるときは、仙台市土地利用調整審議会に対し、当該不服の理由等を記載した書面を提出し、前項の書面の提出に先立ち、仙台市土地利用調整審議会の意見を求めることができる。

7 第5項の措置の内容が、第17条第1項第三号の規定による修正に該当する場合においては、事業者は、改めて当該修正後の開発事業に係る第10条の開発事業構想検討書を作成し、第11条の開発事業計画書を提出しなければならない。

(協定の締結等)

第19条 市長は、第17条第1項の書面の提出を要しない旨を第16条第1項の意見として述べたとき、前条第2項の規定による通知をしたとき又は同条第5項の書面を受領したときは、速やかに、第11条から前条までの手続の結果を踏まえ、開発事業に係る土地利用が適正かつ合理的に行われるよう、事業者に対し、協定の締結について協議を求めものとする。

2 事業者は、前項に規定する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 市長は、第1項の協定を締結したとき又は締結できないと判断したときは、遅滞なく、その旨その他規則で定める事項を公告しなければならない。

4 市長は、第1項の協定を締結したときは、当該協定の写しを前項の規定による公告の日から第22条の規定による完了の届出の日までの間、縦覧に供しなければならない。

5 事業者は、第1項の協定を締結した場合は、誠実にこれを遵守しなければならない。

(開発事業の着手の制限等)

第20条 事業者は、開発事業の実施に際し、法令又は条例の規定による許可、認可、確認、届出その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を必要とされるときは、当該許認可等の申請等の前に、あらかじめ第10条から前条までに規定する土地利用調整に関する手続のうちこの条例の適用により必要とされるものを行わなければならない。

2 事業者は、前条第3項の規定による公告の日以後でなければ、開発事業に係る工事に着手してはならない。

(計画変更の場合の手続)

第21条 事業者は、開発事業計画書の提出をした後、当該開発事業が完了するまでの間に、当該開発事業計画の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、

第17条第1項若しくは第18条第5項の規定の適用を受ける場合、第19条第1項の協議に基づいて変更する場合又は軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の届出の内容が規則で定める重要な変更該当すると認めるとき（当該変更後の事業が、開発事業に該当する場合に限る。）は、当該事業者に対し、改めて第10条から第19条までに規定する土地利用調整に関する手続の全部又は一部を行うよう求めることができる。
- 3 事業者は、前項の開発事業計画書若しくは書面の提出又は協議を市長から求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 前2項の規定により改めて土地利用調整に関する手続を行うこととなる事業者に対する前条の規定の適用については、同条中「開発事業」とあるのは「変更後の開発事業」と、「前条第3項の規定による公告の日」とあるのは「次条第2項及び第3項の規定により改めて締結した前条第1項の協定に基づく同条第3項の規定による公告の日」とする。

（開発事業の着手及び完了等の届出）

第22条 事業者は、開発事業に係る工事に着手したとき、5年を超えて工事を中断した後再開しようとするとき又は当該工事が完了したとき（当該工事の完了前に、当該事業に係る土地又は工作物の供用（土地又は工作物において当該事業の目的である活動が行われることをいう。）が開始されたときを含む。）は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

（開発事業の廃止等）

第23条 事業者は、開発事業計画書を提出した後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

- 一 開発事業を実施しないこととしたとき（第17条第1項第二号の規定により市長に書面を提出する場合を除く。次号において同じ。）
- 二 開発事業を変更した場合において当該変更後の事業が開発事業に該当しないこととなったとき
- 三 開発事業の実施を他の者に引き継いだとき

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
- 3 第1項第三号に該当する場合において、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った土地利用調整に関する手続は、当該引継ぎにより新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた土地利用調整に関する手続は、当該新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

（長期間経過した事業の扱い）

第24条 市長は、事業者が第19条第3項の規定による公告の日から起算して5年を経過した日以後に開発事業に係る工事に着手する場合（第21条第2項の規定により改めて土地利用調整に関する手続を行った事業について第19条第3項の規定による公告が行われたときは、当該公告の日から起算して5年を経過した日以後に第22条の規定による届出に係る開発事業に係る工事に着手する場合）において、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて第10条から第19条までに規定する土地利用調整に関する手続の全部又は一部を行うよう求めることができる。

- 2 前項の規定は、事業者が開発事業に係る工事を5年を超えて中断した後再開しようとする場合について準用する。
- 3 前2項の規定により改めて土地利用調整に関する手続を行うこととなる事業者に対する第20条の規定の適用については、同条中「開発事業」とあるのは「5年を経過した日以後に工事に着手する開発事業又は中断した後再開しようとする開発事業」と、「前条第3項の規定による公告の日」と

あるのは「第24条第1項又は第2項の規定により改めて締結した前条第1項の協定に基づく同条第3項の規定による公告の日」とする。

(許認可等への配慮)

第25条 市長は、許認可等が必要とされる開発事業について当該許認可等の権限を有するときは、当該許認可等を行うに当たり、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から当該開発事業に係る第19条第1項の協定並びに当該開発事業に係る第11条から前条までの規定により作成された書面及び意見書等（以下「関係書類」という。）の内容に配慮するものとする。

2 市長は、前項の開発事業について、同項の許認可等の権限を有する者が市長以外の者であるときは、当該許認可等の権限を有する者に対し、関係書類のうち市長が必要と認めるものの写しを送付し、当該許認可等を行うに当たり、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から当該関係書類の内容について配慮するよう要請するものとする。

(特定小規模事業に関する特例)

第26条 第10条、第12条から第15条まで、第16条第2項及び第3項、第17条第3項から第6項まで、第18条第3項及び第6項、第19条、第20条、第23条第2項、第24条並びに第25条の規定は、特定小規模事業（開発事業として集落等における土地利用方針に定める行為であって、事業区域の土地の面積が規則で定める規模に満たないものをいう。以下同じ。）については、適用しない。

2 特定小規模事業を行おうとする事業者は、開発事業に係る工事の着手前に、あらかじめ第11条から第18条までに規定する土地利用調整に関する手続のうちこの条例の適用により必要とされるものを行わなければならない。この場合において、第16条第1項中「第14条第2項の規定による送付」とあるのは「第11条第1項の規定による開発事業計画書の提出」と読み替えるものとする。

(市が行う事業の手続の特例)

第27条 市長は、市が実施しようとする開発事業（特定小規模事業を除く。以下この条において同じ。）について第16条第1項の規定により意見を述べようとするときは、同条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ仙台市土地利用調整審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の開発事業については、第17条第4項から第6項まで、第18条及び第19条の規定は、適用しない。

3 市長は、第1項の開発事業について、前項の規定により適用されないこととなる手続に関し、この条例の趣旨に反しないよう適切な措置を講じなければならない。

#### 第4章 仙台市土地利用調整審議会

第28条 この条例によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、仙台市土地利用調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、適正かつ合理的な土地利用について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(実地調査への協力の要請)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地におい



て、職員に実地調査を行わせることができる。

- 2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員の行う実地調査について、協力するよう努めなければならない。
- 3 第1項の実地調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 事業者がこの条例の規定による手続の全部又は一部を実施しなかったとき
- 二 事業者が虚偽の記載をした書類を提出したとき
- 三 事業者が第20条及び第26条第2項の規定に違反して開発事業を実施したとき

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 市長は、許認可等が必要とされる開発事業について、第2項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、当該許認可等を行う者に対し、その内容を書面により通知するものとする。

(協定違反に対する措置)

第31条 市長は、事業者が第19条第1項の協定に違反したと認めるときは、当該事業者に対し、協定の趣旨を実現するために必要な措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、その旨及び当該措置を講ずることとなった理由を公表することができる。

4 前条第4項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章、第4章及び第32条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、開発事業であつて次に掲げるものについては、第3章の規定は、適用しない。

- 一 開発事業の実施に際し許認可等を必要とする開発事業でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該許認可等の申請等の受理がなされたもの（施行日から起算して5年を経過した後に工事に着手するものを除く。）
- 二 施行日前に開発事業の工事に着手したもの（施行日から起算して5年を超えて工事を中断し、その後当該工事を再開するものを除く。）

3 事業者は、規則で定めるところにより、この条例の施行日前においてこの条例の規定の例による手続を行うことができる。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、規則で定める。